

児童厚生員の質的向上に向けた予備的研究 ～児童館ガイドラインの比較を通して～

荒川大靖

新潟医療福祉大学 社会福祉学科

【背景・目的】児童福祉法 40 条に定められている児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康増進、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設であり、遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等の役割を担っている。その種別は施設規模に応じて、大きく小型児童館、児童センター、大型児童館に分類される。全国に 4,637 館（2016 年 10 月現在）、全市町村 62%において設置されており、児童館ガイドライン（2011 年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、現行ガイドライン）に基づいて運営されている。

児童厚生施設には児童の遊びを指導する者（以下児童厚生員）を配置することとされ、それに該当する資格として保育士や社会福祉士、幼稚園から高等学校の教諭の資格を有する者とされている。（1990 年 8 月 7 日厚生省発第 123 号 厚生省事務次官通知）一方、児童厚生員の資質の向上等を目的とした取り組みとしては、一般財団法人児童健全育成推進財団（以下財団）において児童厚生 1 級指導員等の研修プログラムや養成校認定を行っている。

本研究は、2018 年 3 月「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」より示された「改正児童館ガイドライン（仮称素案）」（以下、改正ガイドライン案）を基に、児童厚生員の質的向上を目指すために必要とされる要素を整理する。

【方法】現行ガイドラインに関しては、2016 年度に行われた全国児童館実態調査の結果から取り組み状況を把握する。その上で、改正ガイドライン案において、特に拡充もしくは新設された項目に着目し、比較検討の上考察を加える。

本研究は、新潟医療福祉大学倫理委員会の承認（承認番号 18002-180706）を受けた「児童厚生員の質的向上に向けた研究～児童厚生 1 級指導員養成校における児童館実習プログラムの検証～」の予備的研究として実施した。

【結果】全国児童館実態調査結果（2016 年 10 月 1 日現在）において、回答のあった 3,978 施設のうち、現行ガイドラインに基づく児童館の活動の実施状況が明らかになっている。その中で、約 9 割の児童館において、遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、保護者の子育て支援に取り組んでいる。一方で、子どもが意見を述べる場の提供、ボランティアの育成と活動支援、放課後児童クラブの

実施、配慮を必要とする子ども（要配慮児童）への対応に関しては、5～6 割程度の実施にとどまっている。

上記の通り実施児童館の割合が比較的低かった項目について、改正ガイドライン案においての取り扱い状況を見る。子どもが意見を述べる場の提供の項目には「年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重」が追加されている。これは新設された第 2 章子どもの理解において、子どもの発達過程の理解のための基礎的視点が明記されたこととの関連性が見られる。

同様にボランティアの育成と活動支援の項目については、改正ガイドライン案において「中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティア育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること」が新たに定められている。児童館活動に対してより多様な世代の関わりを求めている。

さらに、要配慮児童への対応に関する項目についてはより具体的に、要保護児童対策地域協議会での協議等の対応や包括的な相談窓口としての機能が新たに定められている。

【考察】児童館の基礎的活動としての遊び・居場所・子育て支援は多くの児童館が取り組んでいる一方で、その以外の項目は実施割合が低い。特に自由来館施設である児童館において、子どもが意見を述べる場を設定する為には、児童等の関係性の構築を含めた、児童の継続的利用が必要となってくるのではないかと。その為、改正ガイドライン案の理念にあるように、従来の「意見を述べる」という取り組みは手段の一つとして捉え、児童権利を尊重し最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成を目指す視点が明確にされていることは評価できるのではないかと。

この他にも、改正ガイドライン案では第 1 章の 3 施設特性(3)児童館の特性において①拠点性②多機能性③地域性という語句を用いている。地域における子どものための総合拠点であり、子どもが直面する問題や福祉の課題、地域がもつ課題に対応し、地域全体を活動の場とすることで子どもの健全育成の環境づくりを進めることを示唆していると捉えることができる。

【結論】児童厚生員は、児童の遊びを指導する者にとどまらず、児童館のもつ社会的役割と子ども及び地域ニーズを柔軟とらえ、子どもの最善の利益を追求する児童ソーシャルワーカーを目指すことが明確となった。

【文献】

- 1) 厚生労働省：児童厚生員の処遇や資格の現状に関する調査研究、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書、2018。
- 2) 財団法人児童健全育成推進財団：平成 28 年度全国児童館実態調査報告書、2017。
- 3) 財団法人児童健全育成推進財団：児童館・放課後児童クラブの研修体系と資格制度のご案内、2015。